

新しい法律のご案内

- 自然災害で損害を与えたときも賠償責任がありますか 1頁
- 婚姻前の姓の通称使用を認める動きが広がっています 2頁
- 残業代が支払われない労働者とは？ 3頁
- 事務局日より 4頁

自然災害で損害を与えたときも賠償責任がありますか



弁護士
松森 彬

台風や地震で自宅の塀が倒れたり、屋根瓦が落ちたりして、隣の家や自動車を損傷したときに、賠償する法的な責任はあるでしょうか。

今年9月に千葉県を襲った台風15号で、ゴルフ練習場の高い柱が多数折れて近くの民家が何軒も損壊するという事故がありました。柱の撤去は終わったようですが、話し合いはこれから行われるようです。また、昨年9月に大阪を襲った台風21号のときは、大阪の多くの弁護士が相談を受けました。

1 通常の安全性を備えていたか

建物やブロック塀などが、備えているべき安全性を備えていなかったために、他人に損害を与えたときは、賠償する責任があります。

他方、通常の安全性を備えていましたが、たまたまその台風や地震が通常の想定を超える大規模なものであったために塀が倒れたり、瓦が飛んだりしたときは責任はありません。

民法(717条)は、建物や塀など(これを土地の工作物といいます)の設置又は保存に「瑕疵」(通常備えている安全性が無いこと)があるときは、賠償責任があると定めていますので、上記のような原則にな

ります。

2 具体的な事例を見えます

台風で工場の屋根や外壁が飛ばされ、近くに駐車していた自動車にあたって損傷を与えた事件がありました。工場は約10年間稼働しておらず、老朽化していました。裁判所は、建物の安全確保の措置が不十分であったとして、工場に損害賠償責任があると判断しました(福岡地裁久留米支部平成元年6月29日判決)。

また、台風で全面ガラス張りの温室のガラスが割れて飛散し、隣の自宅に降り注ぎ、自動車を損傷させた事件がありました。裁判所は、周囲の建物のガラスが割れていないことや、その台風が従来 of 台風と質的に異なるとまではいえないことなどを理由に、不可抗力とは言えず、損害賠償責任があると判断しました(東京地裁平成25年5月24日判決)。

3 不可抗力と判断された例

過去にあまり例が無いほどの大きな台風や地震であるときは、不可抗力であって、責任は無いと判断されます。伊勢湾台風(昭和34年)のときに過去にない高潮が発生し、堤防が決壊して人が亡くなりましたが、このときは不可抗力であると判断されました(名古屋地裁昭和37年10月12日判決)。

昨年の台風21号の最大瞬間風速は、大阪市内で半世紀ぶりということでした。また、今年の台風15号は千葉県で観測史上1位となる最大瞬間風速であったということです。このような超強力な台風や、ある

いは震度6を超えるような大地震のときは、不可抗力と判断されることが多くなると考えられます。

ただ、そのような大規模な台風の時でも、その建物や塀がもともと弱く、超強力な風速でなくても壊れたと認められるときは、通常有すべき安全性が無かったとして責任が認められます。

4 まとめ

法律の定める基本は上記のとおりですが、隣同士の場合などは、法的な判断を踏まえ

たうえて、「お互いさま」として話し合いができるといいですね。ケースによっては見舞金などの解決が適切な場合もあると思います。なお、数は少ないのですが、割合的な判断をした例もあります。飛騨川バス転落事故のときに、裁判所は、国道(工作物)の瑕疵による割合を6割、土石流(自然災害、不可抗力)を4割として、国に6割の賠償を認めました(名古屋地裁昭和48年3月30日判決)。技巧的な判断の側面がありますが、1つの解決かもしれないと思います。

婚姻前の姓の通称使用を認める動きが広がっています



弁護士
高江 俊名

1 夫婦同姓を定める民法の規定と最高裁判決

民法は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めています(民750)。この規定により、日本では、現在のところ、法律上は、夫婦は同じ姓を称するものとされています。

この夫婦同姓を定める民法の規定については、夫婦別姓を認めないのは憲法に反するとして争われ、最高裁判所の判断が示された裁判があります。

最高裁は、2015年12月16日の判決で、民法750条の規定は憲法に反するものではないと判断しましたが、15人のうち5人の裁判官は、夫婦同姓に例外を認めない民法750条の規定は、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、憲法に反するとの反対意見を述べました。3人の女性裁判官は全員、憲法違反と判断しましたので、最高裁の15人の裁判官の中に女性裁判官がもっと多ければ、結論が変わったかもしれません。

また、合憲であるとした多数意見も、理由の中で、次のように述べています。

「夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというもので

はなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっている。」

「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。」

2 住民票やマイナンバーカードなどでの旧姓併記が可能に

この最高裁判決が出された後、婚姻前の氏を通称として使用することを認める動きが社会的に広がっており、裁判所においても、2017年9月から、判決書等の裁判関係文書に記載される裁判官の氏名について、婚姻前の旧姓を職務上の姓として記載することが認められるようになっていきます。

また、政府は、住民票やマイナンバーカード等に旧姓の併記を可能とする方針を打ち出し、2019年4月17日、そのための住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が公布され、2019年11月5日から施行されています。住民票やマイナンバーカードを所管する総務省のホームページでは、「これにより、婚姻等で氏(うじ)に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に記載し、公証することができるようになるため、旧氏を契約など様々な場面で活用することや、就職や職場等での身分証明に資することができ

るものと考えています。」と述べられています。身分証明としてよく用いられる運転免許証についても、2019年12月1日より旧姓併記が可能になっています。

こうした政府の方針は、夫婦同姓を定めた民法750条の規定を改正するものではありませんし、現段階では、婚姻前の旧姓使用が、社会生活上の全ての場面で認めら

れるようになったわけではありません。

ただ、住民票やマイナンバーカード等に旧姓併記が可能になったことで、婚姻前の旧姓使用が認められる場面が広がっていけば、今後、夫婦同姓を定めた民法750条の規定は、改正はされなくても、次第に形骸化していくようになるかもしれません。

残業代が支払われない労働者とは？



弁護士
柳本千恵

1 残業代が支払われない 「管理・監督者」

労働基準法第41条は、労働時間や休日に関する規定の適用がない労働者を定めています。ここに定められた労働者に当たる場合、使用者は、その労働者に対して、残業手当や休日手当を支払う必要はありません。そのうち一つが、労働者が「管理・監督者」にあたる場合です（法第41条第2号）。

「管理・監督者」という言葉からは、一定の管理職に就く労働者をイメージしますが、管理職であればこれに当たるかという点、そうではありません。

「管理・監督者」に当たると判断した裁判例は、それほど多くありません。

2 「管理・監督者」かどうかの判断要素

「管理・監督者」に当たれば、通常労働者に保障される残業代等が支払われなくなるという労働者に非常に不利益な効果が生じるため、これに当たるかどうかは、役職名等にとらわれず、実質的に、経営者と一体的な立場にあるかという観点から判断されます。

その判断にあたって、①職務の内容、権限及び責任の程度（経営会議への参加の有無、部下等の労務管理権限の有無等）、②労働時間の裁量、管理の程度（タイムカード等によって労働時間が管理されているか、

欠勤や遅刻等が賃金査定や懲戒処分で考慮されるか）、③待遇の内容、程度（給与の額が時間外手当が支給される他の労働者と比較して、役職に見合ったものになっているか）といったことが考慮されます。

例えば、都市銀行の支店長は、厚労省からの通達で、管理・監督者に当たるとされていますが、飲食店の店長については、いくつかの裁判例で、管理・監督者には当たらないと判断されています。

なお、労働安全衛生法が改正され、2019年4月以降、使用者は、「管理・監督者」を含む全ての労働者の労働時間をタイムカードやパソコンの使用時間の記録等により把握し、その記録を3年間保存しなければならないことが定められましたので、注意が必要です。

3 高度プロフェッショナル制度とは

いわゆる「働き方改革」の一つとして、労働基準法が改正され、高度プロフェッショナル制度が導入されました（法第41条の2）。

これは、高度の専門知識等を有し、一定の対象業務に従事し、年収要件（年収1075万円以上）を満たす労働者を対象に、労働者本人の同意等を前提として、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の適用を除外する制度です。

残業代や休日手当等を支払わなくてよくなることから、法制度化するにあたっては、長時間労働や過労死の被害が拡大するのではないかと批判がありました。

「高プロ」制度を導入する場合には、労働者の健康・福祉を確保するための措置を十分にとることが使用者に求められます。

<事務局だより>



伸びました

大浜 愛子

4月に突然、右手腱鞘炎になりました。そのうち治るだろうと思い、そっと放置していました。しかし月日が経っても全くよくなり、ひどくなるばかり…。整形外科で痛い注射を勧められましたが怖くてできず。6月から家の近くの整骨院で鍼治療を受けて8月に完治しました。が、引き続き腰痛と股関節痛で整骨院通いをしています。オー脚気味の私の膝下と太ももを紐で縛る方法で骨盤の歪みなどを調整してもらっています。歩きにくいことに今までは気がつかなかったのですが、最近歩きやすさを感じています。そして先日の健康診断では身長が0.9センチ伸びていました！大台の170センチまであと少し！この年齢になっても伸び盛りの私です。



ボランティア活動

田村 まゆか

今年になって、毎週木曜日にボランティア活動をしています。これは、市の社会福祉協議会が主催しているもので、中学生を対象に勉強をし一緒に食事をするというものです。ここに来る子どもは一人親や生活保護世帯の子達です。

一番に感じるのは、子供達がとにかく気を遣うということです。しんどいことも言えない気持ちを一人で抱え我慢しています。食事をもっと食べて欲しいと思うのですが、お腹減ってない～って。ココに来たら、お帰りと迎えられる、一緒にいただきますと言うことが、彼らにとってはかけがえのない事であり、学校のこと、クラブのこと、友達のこと、話を聴いてもらえるという安心感があるようです。来ることが楽しみだと言ってくれる中学生達と話をすることは私にとっても楽しいひと時です。

あ と が き

師走の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当事務所は、一昨年11月に法人化し、今の事務所の名称になりまして、2年になります。代表の高江を初め、一同元気に仕事をさせていただいています。

法律関係の情報をご案内するニュースを年2回発行しておりますが、この度「2019年冬号」を作りましたので、お送りさせていただきます。

今回は、「自然災害で損害を与えたときも賠償責任がありますか」、「婚姻前の姓の通称使用を認める動きが広がっています」、「残業代が支払われない労働者とは?」、「事務局だより」を掲載しています。

2019年(令和元年)12月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階

電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/>

(ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江俊名 弁護士 松森 彬 弁護士 柳本千恵